二戸市監査委員公表第１号

地方自治法第199条第７項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和２年１月29日

二戸市監査委員　切　金　　精

二戸市監査委員　藤　村　正　彦

# 公の施設指定管理者監査結果報告書

第１　監査の対象

施　設　名　　二戸市農村勤労福祉センター

指定管理者　　二戸市商工会　会長　生　内　雄　二

所　管　課　　産業振興部商工観光流通課

第２　監査執行年月日

令和元年 11 月 14 日

第３　監査の範囲

平成 30 年度二戸市農村勤労福祉センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第４　監査の方法

監査の実施にあたり、あらかじめ提出を依頼した監査調書をもとに、所管課の職員及び指定管理者より説明を聴取しながら、関係書類を調査確認し、出納、その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第５　監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると認められた。また、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると認められた。

# 公の施設の指定管理者監査結果報告書

第１　監査の対象

施　設　名　　上海上担手センター

指定管理者　　上海上地区農村集会施設運営委員会　会長　下　田　彰　広

所　管　課　　産業振興部農林課

第２　監査執行年月日

令和元年 11 月 14 日

第３　監査の範囲

平成 30 年度上海上担手センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第４　監査の方法

監査の実施にあたり、あらかじめ提出を依頼した監査調書をもとに、所管課の職員及び指定管理者より説明を聴取しながら、関係書類を調査確認し、出納、その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第５　監査の結果

指定管理者は、施設の利用料金決定に係る関係書類の不備という留意改善を要する事項はあるが、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると認められた。また、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると認められた。

# 公の施設指定管理者監査結果報告書

第１　監査の対象

施　設　名　　金田一川総合センター

指定管理者　　金田一川地区農村集会施設運営委員会　代表　小笠原　大　輔

所　管　課　　産業振興部農林課

第２　監査執行年月日

令和元年 11 月 15 日

第３　監査の範囲

平成 30 年度金田一川総合センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第４　監査の方法

監査の実施にあたり、あらかじめ提出を依頼した監査調書をもとに、所管課の職員及び指定管理者より説明を聴取しながら、関係書類を調査確認し、出納、その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第５　監査の結果

指定管理者は、施設の利用料金決定に係る関係書類の不備という留意改善を要する事項はあるが、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると認められた。また、通帳の管理方法に留意改善を要する事項はあるが、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると認められた。

# 公の施設指定管理者監査結果報告書

第１　監査の対象

施　設　名　　根森総合センター

指定管理者　　根森多目的研修集会施設運営委員会　代表　野月平　好　一

所　管　課　　産業振興部農林課

第２　監査執行年月日

令和元年 11 月 15 日

第３　監査の範囲

平成 30 年度根森総合センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第４　監査の方法

監査の実施にあたり、あらかじめ提出を依頼した監査調書をもとに、所管課の職員及び指定管理者より説明を聴取しながら、関係書類を調査確認し、出納、その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第５　監査の結果

指定管理者は、施設の利用料金決定に係る関係書類の不備という留意改善を要する事項はあるが、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると認められた。また、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると認められた。

# 公の施設指定管理者監査結果報告書

第１　監査の対象

施　設　名　　小平集落センター

指定管理者　　小平集落センター運営委員会　代表　泉　山　定　義

所　管　課　　産業振興部農林課

第２　監査執行年月日

令和元年 11 月 15 日

第３　監査の範囲

平成 30 年度小平集落センターの指定管理委託に係る出納その他関係事務の執行状況

第４　監査の方法

監査の実施にあたり、あらかじめ提出を依頼した監査調書をもとに、所管課の職員及び指定管理者より説明を聴取しながら、関係書類を調査確認し、出納、その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

第５　監査の結果

指定管理者は、施設の利用料金決定に係る関係書類の不備という留意改善を要する事項はあるが、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、指定管理仕様書等に沿って適正に施設の管理及び運営を行っていると認められた。また、出納その他の事務処理状況も適正に執行されていると認められた。